

北海道地域農業特定技能協議会決定第1号
令和元年6月28日

「北海道地域農業特定技能協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、北海道地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地域協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、北海道地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員等)

第3条 地域協議会は、別紙1の構成員及びオブザーバーにより組織する。

- 2 地域協議会の構成員は、地域協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 地域協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第4条 地域協議会は、北海道地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- 八 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

第5条 地域協議会に地域運営委員会を設置し、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

- 2 地域運営委員会は、別紙2の構成員及びオブザーバーにより組織する。

(事務局)

第6条 地域協議会及び地域運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和元年6月28日から施行する。

北海道地域農業特定技能協議会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【北海道地域の農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

農林水産省経営局就農・女性課
北海道農政部農業経営局農業経営課

【制度所管官庁】

札幌出入国在留管理局審査部門
北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課
北海道労働局職業安定部職業対策課

【北海道地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

北海道農業法人協会
北海道農業協同組合中央会
北海道農業会議
北海道地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省等が適当と認める団体

2. オブザーバー

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

北海道地域運営委員会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【事業所管官庁】

農林水産省経営局就農・女性課
北海道農政部農業経営局農業経営課

【制度所管官庁】

札幌出入国在留管理局審査部門
北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課
北海道労働局職業安定部職業対策課

【北海道地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

北海道農業法人協会
北海道農業協同組合中央会
北海道農業会議
北海道地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省等が適当と認める団体

2. オブザーバー

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課